

山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領

(目的)

第1 この要領は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(平常時の事務)

第2 協議会の平常時の事務は、次に定めるところによる。

事務局

事務局の事務は、設置要綱第5の規定に基づき、山形県と山形県社会福祉協議会が連携して行う。

- (1) 協議会の運営に関すること
- (2) 「山形県災害派遣福祉チーム（山形DWA T）」（以下「チーム」という。）の活動内容の検討・調整に関すること。
- (3) チーム活動に関する周知、啓発に関すること。
- (4) 市町村、関係機関、関係団体との協力連携体制の構築（事前協定を含む。）に関すること。
- (5) チーム活動に伴う費用負担に係る調整に関すること。
- (6) チーム員の募集に関すること。
- (7) チーム員の登録に関すること。
- (8) チーム員の研修に関すること。
- (9) 構成団体に対する情報提供に関すること。
- (10) 資機材の調達、管理に関すること

構成団体

- (1) 協議会の活動への協力・連携に関すること。
- (2) 当該団体におけるチーム活動に関する周知、啓発に関すること。
- (3) チームの派遣に関する協定の促進及びチーム員の確保に関すること。

(大規模災害発生時の事務)

第3 協議会の大規模災害発生時の事務は、次に定めるところによる。

事務局

事務局の事務は、設置要綱第5の規定に基づき、山形県と山形県社会福祉協議会が連携して行う。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被災市町村（災害対策本部）等関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) チームの派遣の要否の判断、チームの編成・設置、派遣等の指示・要請及び連絡調整に関すること。
- (4) チーム活動の終了の判断に関すること。
- (5) 費用負担に係る調整に関すること。
- (6) その他、チームの派遣に関して必要な事項に関すること。

構成団体

- (1) 当該団体におけるチーム員派遣の調整に関すること。
- (2) その他、チームの派遣に関して必要な事項に関すること。

(事前協定等)

第4 県は、協議会構成団体又はその他の団体（以下「協力団体」という。）と、チームの派遣に関する基本協定（様式第1号）を締結するものとする。なお、構成団体以外の協力団体が協定を締結しようとする場合は、山形県災害福祉支援協力申出書（様式第2号）を県に提出するものとする。

2 協力団体は、当該団体の構成員のうち大規模災害発生時にチームに協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書（様式第3号）を県に提出するものとする。

3 協力団体は、前項の届出書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、県に提出するものとする。

4 第1項の協定に基づくチーム派遣に係る要請は、山形県災害派遣福祉チーム派遣協力要請書（様式第4号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

(補則)

第5 この要領の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年9月15日から施行する。